

目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組について

この度、総務省が進める試行的取組は、目標管理型の政策評価について改善するものである。目標管理型の政策評価とは、従来、実績評価方式と呼んでいた、施策にあらかじめ設定した目標の達成度合いについて評価する方式のことで、環境省が事後評価として行ってきたものであり、今回、評価の方式について変更があるものではない。

環境省では、政策評価制度が導入された平成13年1月以来、環境省の施策のすべてを対象に事後評価を行い、政策評価委員会における意見、助言を踏まえ評価書の作成を行ってきており、一定の水準を維持した評価書が完成していると考えている。

一方、政策評価の政府全体としての統一性の確保や総合的な推進を図り、各行政機関の実施した政策評価を把握し、審査を行う機能を持つ総務省では、政策評価推進機能の強化の取組を進めており、このたび目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組を開始することとした。

この試行的取組では、メリハリのある分かりやすい政策評価の推進とともに、いわゆる「事務事業（予算）」レベルまで含めた政策の体系化、一覧性の確保などによって各行政機関のマネジメントに積極的に活用されるものへと改める方向性が示されている。

具体的には、評価対象となる施策レベルの政策について、目的、目標、指標、それらの達成手段（予算事業等）を一覧性のある形であらかじめ整理し、事後に実績を踏まえた検証、評価の簡素合理化を可能とするため「事前分析表」の作成を行うこととしたこと。

また、各行政機関間の統一性、政府全体の一覧性の確保と重要な情報の焦点を絞った提示を図るため、標準様式の導入による評価書の簡素合理化を行うこととしたこと。

さらに、メリハリのある評価の推進のため、指標等の実績の測定は毎年行うものの、総括的な評価については指標の目標期間が終了した時点や一定期間経過後に行うことができることを改めて示したこと。

政策評価と行政事業レビューとの連携の確保として、事務事業（予算）に係る情報については行政事業レビューとの整合性に留意し、適切に活用するものとされたこと。

これらの方向性は、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承）にほとんど示されているものであり、当該ガイドラインの趣旨を踏まえたものとして改めて試行的取組みとして実施し、その状況、各行政機関の意見等を集約、検討し、平成 24 年度以降の実施に資するものと考えられる。